

## 甲府市地方就職支援金交付要綱

令和6年6月1日

企第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）の規定により、東京圏の大学を卒業して、山梨県内の企業に就職が内定しており、かつ、本市に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内で甲府市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、神奈川県及び東京都をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の区域内に住所を定めることをいう。
- (4) 転出 住民基本台帳法に基づき、本市の区域外に住民登録を移すことをいう。
- (5) 移住 東京圏（条件不利地域を除く。）から本市に5年以上継続して居住する意思を有して転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (6) 就業 県実施要綱第5の3に規定する就業をいう。

(交付金額)

第3 地方就職支援金の額は、山梨県内に所在する企業に就職するため、大学の卒業年度の6月1日以降に実施される個別の採用面接又は採用試験のための往復交通費（1回分限り）の2分の1とする。ただし、就職先の企業から面接等に要した交通費（以下「企業負担交通費」という。）の支給がある場合は、往復交通費から企業負担交通費を控除した額の2分の1とする。

- 2 地方就職支援金の算定については、山梨県職員旅費条例（昭和32年11月1日条例第56号）及び山梨県職員旅費支給規則（昭和33年4月3日規則第7号）に基づくものとする。

（交付回数）

第4 1人1回を限度とする。

（対象者要件）

第5 申請時において、次に掲げる全ての要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。

（イ）大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）山梨県内に所在する企業に就職することが内定しており、かつ、内定は大学卒業年度の10月1日以後に受けていること。

（イ）卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する予定であること。

（ウ）申請日から1年以内に本市に移住し、移住した日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2）就業に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山梨県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 山梨県内への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(交付の申請)

第6 地方就職支援金の交付を受けようとする者は、大学の卒業年度の1月15日（当日が甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までに、甲府市地方就職支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 移住元に関する書類

- ア 東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）していることが分かる書類（在学証明書、卒業見込証明書）
- イ 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していることが分かる書類（住民票又は住居の賃貸借契約書及び光熱水費の請求書等居住実態が確認できるもの）

(2) 就職活動に関する書類

- ア 内定証明書（第2号様式）
- イ 交通費の領収書

(3) その他

- ア 本人確認書類の写し（顔写真付き身分証明書は1点、顔写真がない身分証明書は2点とする）
- イ 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ウ 市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金

を交付することが適当と認めるときは、速やかに甲府市地方就職支援金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合は、速やかに甲府市地方就職支援金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

（地方就職支援金の交付）

- 第8 交付決定を行った申請者に対しては、原則として申請があった日から3か月以内に地方就職支援金の交付を行うものとする。

（報告等）

- 第9 市長は、必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し報告を求め、又は職員を派遣して関係書類等を調査させることができる。

（地方就職支援金の返還）

- 第10 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地方就職支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により地方就職支援金の交付決定を受けた場合
- (2) 申請日から1年以内に就職先として申請した内定企業への就業を行わなかった場合
- (3) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）
- (4) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第5の（2）の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
- (5) 転入日から3年未満に転出した場合
- (6) 転入日から3年以上5年以内に転出した場合
- (7) 第9の規定に基づく報告等に応じない場合

- 2 市長は、前項の場合において、移住支援金の交付を受けた者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の地方就職支援金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であつて、市長がやむを得ない事由があるものとして認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号から第5号までの規定及び第7号の規定に該当する場合 全額
- (2) 前項第6号の規定に該当する場合 半額

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消す場合及び

地方就職支援金の返還を命ずる場合は、甲府市地方就職支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（第５号様式）により、期限を定めて返還を請求するものとする。

（交付決定の辞退等）

第１１ 交付決定者が地方就職支援金の交付を辞退しようとするときは、速やかに甲府市地方就職支援金辞退届（第６号様式）により、市長にその旨を届け出なければならない。

２ 市長は、前項の規定による届け出があったときは、当該交付決定を取り消し、甲府市地方就職支援金交付決定取消通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（その他）

第１２ この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

（有効期限）

２ この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき地方就職支援金の交付決定を受けた者における第９及び第１０の規定の適用については、同日以後においても、なお効力を有する。